

危機管理マニュアル

令和 5 年 8 月 改訂
神奈川県立横浜南陵高等学校

1 ----- マニュアルの基本事項

- ◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け
- ◆ 危機管理の基本方針
- ◆ 教職員・関係者等への周知等
- ◆ マニュアルの保管方法
- ◆ マニュアルの見直しと改善

2 ----- 学校防災活動マニュアル

3 ----- 避難所初動対応マニュアル

4 ----- 関連資料等

5 ----- 各種様式

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

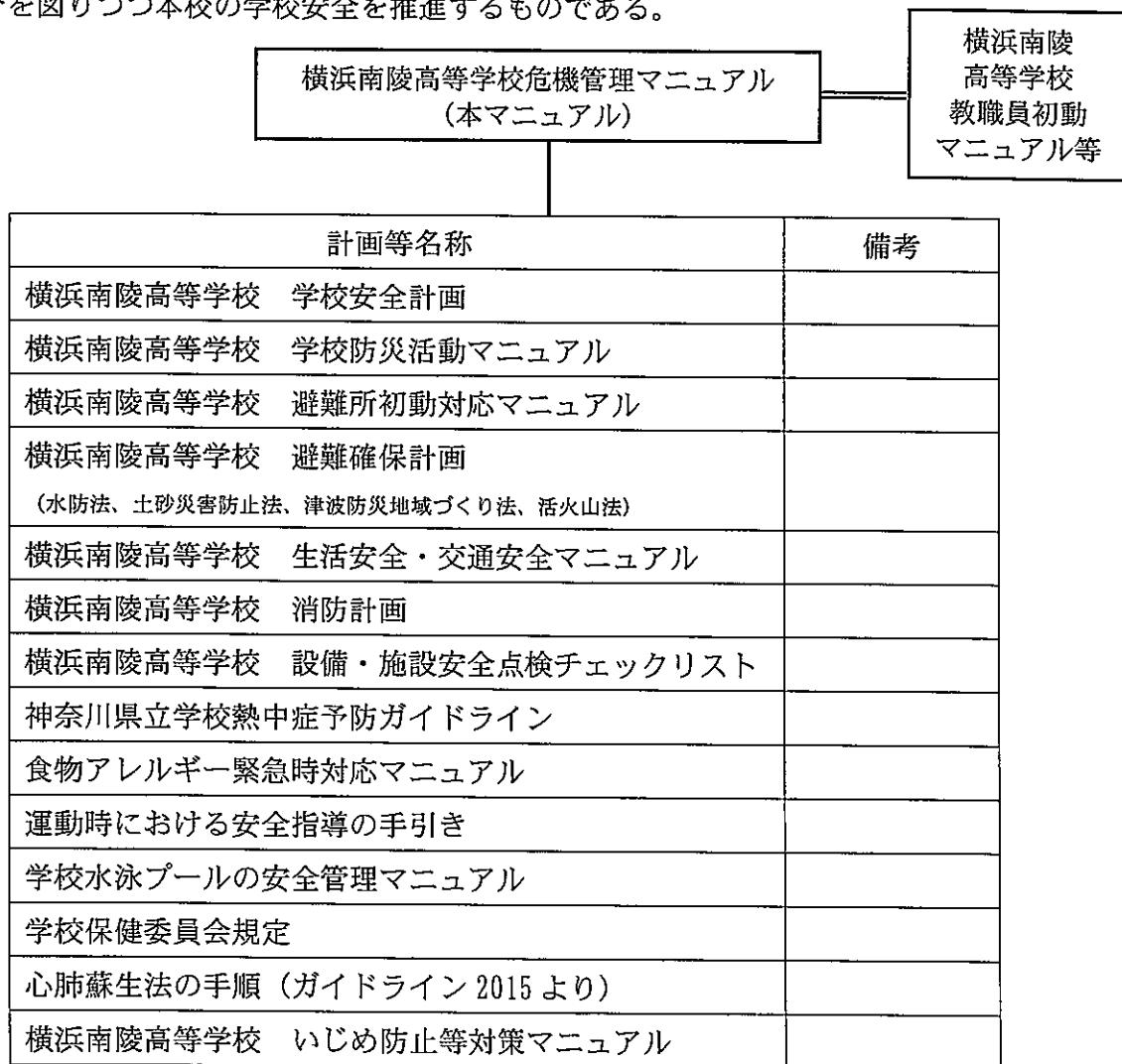
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、横浜市地域防災計画において「大規模地震等の災害時における避難施設等の提供協力に関する協定書」に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同第4条に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底とともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	*本マニュアルに定める事項全般 *各教職員の役割
職員会議等における周知	*季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	*発生事象別の緊急対応手順 *発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	*新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 *各種防災訓練 *防災教育の学習	*本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 *事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 *新入生保護者説明会 *入学式後の保護者説明会 *PTA総会 *定例保護者会	*本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 *事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会や本校ホームページ等を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- *港南警察署 *港南消防署
- *学校医・学校歯科医・学校薬剤師 *港南区役所総務課庶務係
- *セコム(株)上大岡支社

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配付・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

①本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	横浜南陵高等学校共通サーバーTeams☆管理運営 G フォルダ内 [バックアップ] 暗号化ファイルサーバ管理運営 G フォルダ内
印刷製本版	* 校長室・職員室(各学年) 配備：計4部 * 非常用持ち出し品入れ：2部

②緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	* 体育館内 * 職員室	* 体育職員室 * 化学室	* プールサイド
火災発生時対応手順	* 家庭科室	* 化学室	
緊急通報手順・通報先	* 職員室	* 事務室	* 校長室

③教職員への配布

各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル（カード式）を1部ずつ配付する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	*横浜市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

